

\ 会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の 特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください